

タルミ主人不在、爲×玄関ニテ飯宅ヲ待チ争議圓卓ラシテ示威的行動ヲ執ラレメントシタルマ警衛警察官、爲メ阻止ヘラレシト

次テ八日午前十一時淺沼平田外四名ハ皆某所ニ工場主ヲ訪問シタルニ工場主、浅沼平田並職工一名ト、会見ヲ承認シ平田ハ争議發生、原因ヨリ今日ニ至レル経過ヲ述ヘ傳本條項ニ就キ遂條說明シタル後是ヲ察認スルヤ否ヤラ質シタルニ工場主ハ經營困難、爲職工、減員ヲ西スル際前々アル有想ラニシル要求ヲセラル、ハ理解ニ甚シムト感ヘ更ニ三時間ニ涉リ抗辯シタルマ解決未だ現ニテ能ハス翌日、西金ヲ納シテ狀別セリ

太政中(通)報信

別記(一) 全市民諸君に訴小

移達生糸等の文書機械等の鳥の毒害本社工場に擲シ生憎死人を生じておる事無事去る
二十二日宣佈後業者六名が解雇被暴行も易易事の如く不仁苟折りし矣也。此
は連日傷筋骨筋肉脛筋等の怪我を過激なる争傷を満喫せらるる事無
事。然る又突然に解雇せらるて如何がうどうするにあらば之に於て又其事
又毒害を爲す身の如ク又一闇鳥の詮種ト極まん都合より相撲之素を鳥害工場
は該毒害罪財産を移達生糸河口接する事。今後其物も苟折りと云ふ言
の下に衝撃の機会を失はざるべ。併フ不仁苟折の解雇ニ鷹轡ノ毒氣セキ全體れ
まつた事。各工場も勿論後後續業者を再び勧告一當が當然入る事
善き事。而か更甚り止む事無く公然として到る事不思。其上日本に義理難
御民請焉乞訴ヘテ總大會ニ申様助ヒ申圖萬物人ニモモ申致致

一九二九

鳥害製材會議團

會議同書部(印)年月日(四)

團 別 一 四